

令和6年9月24日  
にぎわいスポーツ文化局文化振興課

「横浜市区民文化センター条例施行規則の一部改正について」  
に関する意見公募結果について

横浜市区民文化センター条例施行規則の一部改正について、令和6年6月10日から令和6年7月9日まで意見公募を行いました。

その結果、当該案についてご意見はありませんでしたので、案に基づき、規則の一部改正を行いました。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 「横浜市区民文化センター条例施行規則」の一部改正について（概要）

### 1 改正の趣旨

横浜市都筑区民文化センターを開設するため、令和5年第2回市会定例会において、横浜市区民文化センター条例の一部を改正しました。この条例の改正に併せて、横浜市区民文化センター条例施行規則に、横浜市都筑区民文化センターに関する規定を追加するため、同規則の一部を改正します。

なお、横浜市都筑区民文化センターの供用開始日は、令和7年3月15日の予定です。

### 2 改正の概要

横浜市区民文化センター条例施行規則の別表第1に、横浜市都筑区民文化センターの各施設（ホール、ギャラリー等）の利用期間に関する規定を追加し、別表第2に利用許可申請書の受付に関する規定を追加します。

#### (1) 別表第1 各施設の利用期間に関する規定の追加

横浜市都筑区民文化センター	ホール	7日
	ギャラリー	14日
	リハーサル室	7日
	練習室	2日
	会議室	2日
	楽屋	7日

#### (2) 別表第2 利用許可申請書の受付に関する規定の追加

6箇月前受付	ホール、ギャラリー
3箇月前受付	リハーサル室、練習室、会議室、楽屋

### 3 参考資料

- (1) 横浜市区民文化センター条例
- (2) 横浜市区民文化センター条例施行規則

○横浜市区民文化センター条例

平成5年3月29日

条例第13号

横浜市区民文化センター条例をここに公布する。

横浜市区民文化センター条例

(設置)

第1条 地域に根差した個性ある文化の創造に寄与するため、横浜市に区民文化センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
横浜市鶴見区民文化センター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川区民文化センター	横浜市神奈川区
横浜市港南区民文化センター	横浜市港南区
横浜市旭区民文化センター	横浜市旭区
横浜市磯子区民文化センター	横浜市磯子区
横浜市港北区民文化センター	横浜市港北区
横浜市緑区民文化センター	横浜市緑区
横浜市青葉区民文化センター	横浜市青葉区
横浜市戸塚区民文化センター	横浜市戸塚区
横浜市栄区民文化センター	横浜市栄区
横浜市泉区民文化センター	横浜市泉区
横浜市瀬谷区民文化センター	横浜市瀬谷区

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 文化活動のための施設の提供に関すること。
- (2) 文化活動に関する情報の提供に関すること。
- (3) 文化活動に関する事業の相談に関すること。
- (4) 文化事業の企画及び実施に関すること。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 前条に掲げる事業を行うため、センターに置く施設は、別表第1のとおりとする。

(開館時間等)

第5条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第6条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) センターの施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
  - (2) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置

の目的を最も効果的に達成することができると認められたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会(第19条第1項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用期間)

第9条 センターの施設は、規則で定める期間を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第10条 別表第1ア欄に掲げる施設及び附帯設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、第1項の施設及び附帯設備の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。
  - (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
  - (2) センターの設置の目的に反するとき。
  - (3) センターの管理上支障があるとき。
  - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(特別の設備の設置の許可)

第11条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)で、センターに特別の設備を設置しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 センターに特別の設備を設置した者は、センターの利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第17条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(物品販売等の許可)

第12条 利用者で、センターにおいて次に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他規則で定める行為

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の手続)

第13条 第10条第1項、第11条第1項及び前条第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第14条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第18条 指定管理者は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他センターの管理上支障があるとき。

(指定管理者選定評価委員会)

第19条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (省略)

別表第1 (第4条)

	ア	イ
横浜市鶴見区民文化センター	ホール、音楽ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、楽屋	情報コーナー
横浜市神奈川区民文化センター	ホール、ギャラリー、音楽ルーム、練習室、楽屋	情報コーナー
横浜市港南区民文化センター	ホール、ギャラリー、音楽ルーム、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市旭区民文化センター	ホール、音楽ホール、カルチャー工房、音楽工房、アートギャラリー、ミーティングルーム、楽屋、音楽工房調整室	情報コーナー
横浜市磯子区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市港北区民文化センター	ホール、ギャラリー、音楽ルーム、練習室、楽屋	情報コーナー
横浜市緑区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市青葉区民文化センター	ホール、リハーサル室、練習室、楽屋	情報コーナー
横浜市戸塚区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、楽屋	
横浜市栄区民文化センター	ホール、ギャラリー、音楽ルーム、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市泉区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、創作室、会議室、楽屋	情報コーナー
横浜市瀬谷区民文化センター	ギャラリー、音楽多目的室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー

別表第2 (第6条第5項、第8条、第19条第1項)

名称	担当事務
横浜市鶴見区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市鶴見区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市神奈川区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市港南区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市港南区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市旭区民文化センター	横浜市旭区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者

指定管理者選 定評価委員会	による当該センターの管理の業務に 係る評価等についての調査審議に関 する事務
横浜市磯子区 民文化センタ ー指定管理者 選定評価委員 会	横浜市磯子区民文化センターの指 定管理者の候補者の選定、指定管理 者による当該センターの管理の業務 に係る評価等についての調査審議に 関する事務
横浜市港北区 民文化センタ ー指定管理者 選定評価委員 会	横浜市港北区民文化センターの指 定管理者の候補者の選定、指定管理 者による当該センターの管理の業務 に係る評価等についての調査審議に 関する事務
横浜市緑区民 文化センター 指定管理者選 定評価委員会	横浜市緑区民文化センターの指定 管理者の候補者の選定、指定管理 者による当該センターの管理の業務 に係る評価等についての調査審議に 関する事務
横浜市青葉区 民文化センタ ー指定管理者 選定評価委員 会	横浜市青葉区民文化センターの指 定管理者の候補者の選定、指定管理 者による当該センターの管理の業務 に係る評価等についての調査審議に 関する事務
横浜市都筑区 民文化センタ ー指定管理者 選定評価委員 会	横浜市都筑区民文化センターの指 定管理者の候補者の選定、指定管理 者による当該センターの管理の業務 に係る評価等についての調査審議に 関する事務
横浜市戸塚区 民文化センタ ー指定管理者 選定評価委員 会	横浜市戸塚区民文化センターの指 定管理者の候補者の選定、指定管理 者による当該センターの管理の業務 に係る評価等についての調査審議に 関する事務
横浜市栄区民 文化センター 指定管理者選 定評価委員会	横浜市栄区民文化センターの指定 管理者の候補者の選定、指定管理 者による当該センターの管理の業務 に係る評価等についての調査審議に 関する事務
横浜市泉区民 文化センター 指定管理者選 定評価委員会	横浜市泉区民文化センターの指定 管理者の候補者の選定、指定管理 者による当該センターの管理の業務 に係る評価等についての調査審議に 関する事務
横浜市瀬谷区 民文化センタ ー指定管理者 選定評価委員 会	横浜市瀬谷区民文化センターの指 定管理者の候補者の選定、指定管理 者による当該センターの管理の業務 に係る評価等についての調査審議に 関する事務

別表第3 (第14条第2項)

種別		単位	利用料金		
			平日	日曜日、 土曜日 及び休 日	
横浜 市鶴 見区 民文 化セ	ホー ル	入場料等を徴収 しない場合	1日に つき	円 70,000	円 82,500
		入場料等を徴収 する場合	同	117,000	137,500
	音楽	入場料等を徴収	同	12,500	15,000

ンタ ー	ホー ル	しない場合				
		入場料等を徴収 する場合	同	21,000	25,000	
	ギャ ラリ ー	入場料等を徴収 しない場合	同		4,100	
		入場料等を徴収 する場合	同		6,200	
	リハーサル室		同	19,500	23,000	
	練習室		同		6,000	
	楽屋		同		6,000	
	附属設備		1式又 は1台、 1日に つき		8,000	
	横浜 市神 奈川 区民 文化 セン ター	ホー ル	入場料等を徴収 しない場合	1日に つき	38,000	45,000
			入場料等を徴収 する場合	同	63,500	75,000
ギャ ラリ ー		入場料等を徴収 しない場合	同		3,700	
		入場料等を徴収 する場合	同		5,700	
音楽ルーム		同	13,500	15,500		
練習室		同		5,600		
楽屋		同		6,600		
附属設備		1式又 は1台、 1日に つき		8,000		
横浜 市港 南区 民文 化セ ンタ ー		ホー ル	入場料等を徴収 しない場合	1日に つき	49,500	57,500
			入場料等を徴収 する場合	同	82,500	96,500
	ギャ ラリ ー	入場料等を徴収 しない場合	同		3,400	
		入場料等を徴収 する場合	同		5,200	
	音楽ルーム		同	10,500	12,500	
	練習室		同		4,300	
	会議室		同		2,800	
	楽屋		同		3,600	
	附属設備		1式又 は1台、 1日に つき		8,000	
	横浜 市旭 区民 文化 セン ター	ホー ル	入場料等を徴収 しない場合	1日に つき	38,000	45,000
入場料等を徴収 する場合			同	63,500	75,000	
音楽		入場料等を徴収	同	12,500	15,000	
ホー ル		入場料等を徴収 しない場合	同			
		入場料等を徴収 する場合	同	21,500	25,500	
カルチャー工房		同	11,500	13,500		
音楽工房		同		8,500		
アー トギ ャラ リー		入場料等を徴収 しない場合	同		3,100	
		入場料等を徴収 する場合	同		4,600	

		ミーティングルーム	同		3,000		
		楽屋	同		3,000		
		音楽工房調整室	同		3,000		
		附帯設備	1式又は1台、1日につき		8,000		
横浜市磯子区民文化センター	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	40,500	47,000		
		入場料等を徴収する場合	同	67,500	79,500		
	ギャラリ	入場料等を徴収しない場合	同		3,100		
		入場料等を徴収する場合	同		4,800		
	リハーサル室	同	13,500	16,000			
	練習室	同		3,500			
	会議室	同		2,500			
	楽屋	同		3,300			
	附帯設備	1式又は1台、1日につき		8,000			
	横浜市港北区民文化センター	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	51,000	60,000	
入場料等を徴収する場合			同	85,500	100,500		
ギャラリ		入場料等を徴収しない場合	同		5,100		
		入場料等を徴収する場合	同		7,700		
音楽ルーム		同	22,500	26,500			
練習室		同		7,300			
楽屋		同		3,300			
附帯設備		1式又は1台、1日につき		8,000			
横浜市緑区民文化センター		ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	43,000	50,500	
			入場料等を徴収する場合	同	71,500	84,000	
	ギャラリ	入場料等を徴収しない場合	同		4,300		
		入場料等を徴収する場合	同		6,400		
	リハーサル室	同	20,000	23,500			
	練習室	同		6,900			
	会議室	同		3,700			
	楽屋	同		3,400			
	附帯設備	1式又は1台、1日につき		8,000			
	横浜市青葉区民文化センター	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	57,500	69,000	
入場料等を徴収する場合			同	97,500	114,500		
リハーサル室		同	12,450	14,550			

センター		練習室	同		4,100		
		楽屋	同		4,200		
		附帯設備	1式又は1台、1日につき		8,000		
横浜市戸塚区民文化センター	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	58,000	68,000		
		入場料等を徴収する場合	同	96,500	113,500		
	ギャラリ	入場料等を徴収しない場合	同		7,300		
		入場料等を徴収する場合	同		11,000		
	リハーサル室	同	19,000	22,000			
	練習室	同		11,600			
	楽屋	同		7,900			
	附帯設備	1式又は1台、1日につき		8,000			
	横浜市栄区民文化センター	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	38,000	45,000	
			入場料等を徴収する場合	同	64,500	75,500	
ギャラリ		入場料等を徴収しない場合	同		2,500		
		入場料等を徴収する場合	同		3,700		
音楽ルーム		同	10,000	12,000			
練習室		同		4,200			
会議室		同		3,400			
楽屋		同		3,300			
附帯設備		1式又は1台、1日につき		8,000			
横浜市泉区民文化センター		ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	49,500	57,500	
	入場料等を徴収する場合		同	82,500	96,500		
	ギャラリ	入場料等を徴収しない場合	同		3,900		
		入場料等を徴収する場合	同		5,800		
	リハーサル室	同	12,500	14,600			
	創作室	同	10,200	12,000			
	会議室	同		2,500			
	楽屋	同		4,200			
	附帯設備	1式又は1台、1日につき		8,000			
	横浜市瀬谷区民文化センター	ギャラリ	入場料等を徴収しない場合	1日につき		7,900	
入場料等を徴収する場合			同		11,800		
音楽多目		入場料等を徴収しない場合	同	15,000	18,000		

一	的室	入場料等を徴収する場合	同	25,500	30,000
	練習室		同		5,400
	会議室		同		3,200
	楽屋		同		3,300
	附帯設備		1式又は1台、1日につき		8,000

(備考)

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 4 1日以外の時間（以下「時間外」という。）にセンターの施設又は附帯設備を利用する場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、それぞれの利用に係る1日の利用料金の額に10分の1を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- 5 ホール又は音楽ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として当該ホール又は音楽ホールを利用する場合の利用料金の額は、当該ホール又は音楽ホールについて入場料等を徴収しない場合の利用料金の額に4により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額（この額が100円未満のとき、又はこの額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）とする。

○横浜市区民文化センター条例施行規則  
平成5年6月25日  
規則第61号

横浜市区民文化センター条例施行規則をここに  
公布する。

横浜市区民文化センター条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市区民文化センター条例  
(平成5年3月横浜市条例第13号。以下「条例」  
という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの  
とする。

(開館時間)

第2条 区民文化センター(以下「センター」とい  
う。)の開館時間は、午前9時から午後10時ま  
までとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要が  
あると認める場合は、開館時間を変更することが  
できる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、センターの利用状況  
等を考慮して、区長が定める。

(指定管理者の公募)

第4条 区長は、条例第6条第2項の規定により公  
募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定  
の基準を定め、かつ、これを公にしておくものと  
する。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするもの  
は、指定申請書(第1号様式)を区長に提出しな  
ければならない。

2 前項の申請書には、条例第6条第3項に規定す  
る事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなけ  
ればならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類す  
る書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明  
書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年  
度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業  
年度及び前々事業年度の収支計算書並びに事  
業報告書
- (4) 当該区民文化センターの管理に関する業務  
の収支予算書
- (5) その他区長が必要と認める書類

(利用期間)

第6条 条例第9条に規定する規則で定める期間  
は、別表第1のとおりとする。

(利用の許可の申請等)

第7条 条例第10条第1項の規定によりセンター  
の施設及び附帯設備の利用の許可を受けようと  
する者は、利用許可申請書(第2号様式)を指定  
管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、別表第2に掲  
げる日から行うものとする。ただし、指定管理者  
が特にやむを得ないと認めるときは、この限りで  
ない。

3 別表第2ア欄に掲げる施設とその他の施設を  
同時に利用する場合の利用許可申請は、同欄に掲  
げる施設の利用許可申請時に一括して行うこと  
ができる。

(特別の設備の設置の許可の申請等)

第8条 条例第11条第1項の規定により特別な照  
明装置、音響装置その他次に掲げる設備の設置の  
許可を受けようとする者は、特別設備設置許可申  
請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなけれ  
ばならない。

- (1) 発電設備
- (2) 発火設備
- (3) 発煙設備
- (4) その他指定管理者が前各号に準ずると認め  
る設備

2 前条第2項の規定は、前項の許可の申請につい  
て準用する。

(物品販売等の許可の申請)

第9条 条例第12条第1項の規定により同項各号  
に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物品  
販売等許可申請書(第4号様式)を指定管理者に  
提出しなければならない。

(許可の変更の申請等)

第10条 条例第10条第1項、第11条第1項又は第  
12条第1項の規定により許可を受けた者(以下  
「利用者」という。)で、許可申請書に記載した  
事項を変更しようとするものは、あらかじめ、許  
可申請事項変更申請書(第5号様式)により指定  
管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の後納)

第11条 条例第14条第3項ただし書に規定する規  
則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用す  
る場合とする。

(利用料金の減免)

第12条 条例第15条に規定する規則で定める場合  
は本市が共催する文化事業の実施のために利用  
する場合とし、免除する利用料金の額は利用料金  
の5割相当額とする。この場合において、その額  
に10円未満の端数があるときは、その端数金額  
を切り捨てる。

(利用料金の返還)

第13条 条例第16条ただし書に規定する規則で定  
める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還す  
る利用料金の額は当該各号に定めるとおりとす  
る。この場合において、その額に10円未満の端  
数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由  
によりセンターの施設若しくは附帯設備の利用  
ができなくなった場合、又は利用者が附帯  
設備を利用しなかった場合 既納の利用料金  
の全額
- (2) センターの施設の利用の許可を受けた者が  
利用日の30日前(別表第2イ欄に掲げる施設  
にあっては、7日前)までに利用の許可の取  
消しを申し出た場合 既納の利用料金の額から  
利用料金の5割相当額を控除した額。ただ  
し、既納の利用料金が利用料金の5割相当額  
に満たない場合は、返還しない。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、に  
ぎわいスポーツ文化局長が定める。

附 則 (省略)



別表第1（第6条）

	施設	利用期間
横浜	ホール	7日
市鶴	音楽ホール	2日
見区	ギャラリー	14日
民文	リハーサル室	7日
化セ	練習室	2日
ンタ	楽屋	7日
ー		
横浜	ホール	7日
市神	ギャラリー	14日
奈川	音楽ルーム	7日
区民	練習室	2日
文化	楽屋	7日
セン		
ター		
横浜	ホール	7日
市港	ギャラリー	14日
南区	音楽ルーム	7日
民文	練習室	2日
化セ	会議室	2日
ンタ	楽屋	7日
ー		
横浜	ホール	7日
市旭	音楽ホール	2日
区民	カルチャー工房	2日
文化	音楽工房	2日
セン	アートギャラリー	14日
ター	ミーティングルーム	2日
	楽屋	7日
	音楽工房調整室	2日
横浜	ホール	7日
市磯	ギャラリー	14日
子区	リハーサル室	7日
民文	練習室	2日
化セ	会議室	2日
ンタ	楽屋	7日
ー		
横浜	ホール	7日
市港	ギャラリー	14日
北区	音楽ルーム	7日
民文	練習室	2日
化セ	楽屋	7日
ンタ		
ー		
横浜	ホール	7日
市緑	ギャラリー	14日
区民	リハーサル室	7日
文化	練習室	2日
セン	会議室	2日
ター	楽屋	7日
横浜	ホール	7日
市青	リハーサル室	7日
葉区	練習室	2日
民文	楽屋	7日
化セ		
ンタ		
ー		
横浜	ホール	7日

市戸	ギャラリー	14日
塚区	リハーサル室	7日
民文	練習室	2日
化セ	楽屋	7日
ンタ		
ー		
横浜	ホール	7日
市栄	ギャラリー	14日
区民	音楽ルーム	7日
文化	練習室	2日
セン	会議室	2日
ター	楽屋	7日
横浜	ホール	7日
市泉	ギャラリー	14日
区民	リハーサル室	7日
文化	創作室	2日
セン	会議室	2日
ター	楽屋	7日
横浜	ギャラリー	14日
市瀬	音楽多目的室	7日
谷区	練習室	2日
民文	会議室	2日
化セ	楽屋	7日
ンタ		
ー		

(備考)

「利用期間」とは、同一人が同一目的でセンターの施設を連続して利用することができる最長期間をいう。

別表第2（第7条第2項及び第3項、第13条第2号）

名称	ア		イ	
	受付日	施設名	受付日	施設名
横浜市鶴見区民文化センター	利用しようとする日の属する月の6箇月前	ホール、音楽ホール、ギャラリー	利用しようとする日の属する月の3箇月前	リハーサル室、練習室、楽屋
横浜市神奈川区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	音楽ルーム、練習室、楽屋
横浜市港南区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	音楽ルーム、練習室、会議室、楽屋
横浜市旭区民文化センター	同	ホール、音楽ホール、アートギャラリー	同	カルチャー工房、音楽工房、ミーティングルーム、楽屋、音楽工房調整室
横浜市磯子区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	リハーサル室、練習室、会議室、楽屋
横浜市港北区民文化センター	同	ホール、ギャラリー	同	音楽ルーム、練習室、楽屋

横浜市緑区 民文化センター	同	ホール、 ギャラリー	同	リハーサル 室、練習室、 会議室、楽屋
横浜市青葉 区民文化セ ンター	同	ホール	同	リハーサル 室、練習室、 楽屋
横浜市戸塚 区民文化セ ンター	同	ホール、 ギャラリー	同	リハーサル 室、練習室、 楽屋
横浜市栄区 民文化セン ター	同	ホール、 ギャラリー	同	音楽ルーム、 練習室、会議 室、楽屋
横浜市泉区 民文化セン ター	同	ホール、 ギャラリー	同	リハーサル 室、創作室、 会議室、楽屋
横浜市瀬谷 区民文化セ ンター	同	ギャラリー ー、音楽 多目的室	同	練習室、会議 室、楽屋

(様式省略)